

平成29年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成29年6月2日（金）

議 事 日 程（第1号）

平成29年6月2日午前10時開議

- 日程第 1 議席の一部の変更について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））
- 報告第 6 号 平成28年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7 号 平成28年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第35号 常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について
- 議案第36号 常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第37号 常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第39号 常陸太田市立金砂郷中学校屋内運動場建築工事請負契約について
- 日程第 6 議案第40号 平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部の変更
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会期の決定

- 日程第 4 報告第 1 号ないし報告第 7 号（一括上程・報告案件説明）
 日程第 5 議案第 3 5 号ないし議案第 3 9 号（一括上程・提案理由説明）
 日程第 6 議案第 4 0 号（提案理由説明）

出席議員

9 番	益 子 慎 哉 議 長	1 3 番	成 井 小太郎 副議長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
5 番	藤 田 謙 二 議 員	6 番	木 村 郁 郎 議 員
7 番	深 谷 渉 議 員	8 番	平 山 晶 邦 議 員
1 0 番	菊 池 伸 也 議 員	1 1 番	深 谷 秀 峰 議 員
1 2 番	高 星 勝 幸 議 員	1 4 番	茅 根 猛 議 員
1 5 番	福 地 正 文 議 員	1 6 番	川 又 照 雄 議 員
1 7 番	後 藤 守 議 員	1 8 番	黒 沢 義 久 議 員
1 9 番	高 木 将 議 員	2 0 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	加 瀬 智 明 総 務 部 長
綿 引 誠 二 政策企画部長	西 野 千 里 市民生活部長
滑 川 裕 保健福祉部長	武 藤 範 幸 農 政 部 長
岡 崎 泰 則 商工観光部長	真 中 剛 建 設 部 長
根 本 康 弘 会 計 管 理 者	江 尻 伸 彦 上下水道部長
江 幡 正 紀 消 防 長	生天目 忍 教 育 次 長
金 子 充 農業委員会事務局長	鈴 木 淳 秘 書 課 長
笹 川 雅 之 総 務 課 長	大和田 隆 監 査 委 員

事務局職員出席者

宇 野 智 明 事 務 局 長	鴨志田 智 宏 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

午前 1 0 時開会

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は 1 9 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。1 3 番成井小太郎議員。

よって、定足数に達しております。

これより平成29年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 議席の一部の変更について

○益子慎哉議長 日程第1，議席の一部の変更についてを議題といたします。

今回、新たに当選されました森山一政議員、小室信隆議員、菊池勝美議員の議席の指定に関し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。事務局長。

○宇野智明事務局長 それでは朗読いたします。

4番諏訪一則議員、5番藤田謙二議員、6番木村郁郎議員、7番深谷渉議員、以上でございます。

○益子慎哉議長 お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

日程第2 議席の指定について

○益子慎哉議長 次、日程第2，議席の指定についてを議題といたします。

今回当選されました森山一政議員、小室信隆議員並びに菊池勝美議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、森山一政議員は議席番号1番、小室信隆議員は議席番号2番、菊池勝美議員は議席番号3番に指定いたします。

会議録署名議員の指名

○益子慎哉議長 次に、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

10番 菊池伸也議員 17番 後藤守議員
の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○益子慎哉議長 日程第3，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付しました会期予定表のとおり、本日から6月15日まで14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日まで14日間と決定いたしました。

諸般の報告

○益子慎哉議長 諸般の報告を行います。

最初に、今回当選されました森山一政議員、小室信隆議員並びに菊池勝美議員につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、森山一政議員は総務委員会に、小室信隆議員は文教民生委員会に、菊池勝美議員は産業建設委員会に選任いたしたいと思いますので、ご報告いたします。

次に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月18日、北茨城市において県北議長会が、同じく20日、水戸市において茨城市議会議長会が、同じく25日、栃木市において関東市議会議長会が、さらに5月24日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付しました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、平成28年度定期監査報告書及び平成29年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第240条の3第2項の規定により、一般社団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社並びに常陸太田産業振興株式会社のそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	加 瀬 智 明 君
政策企画部長	綿 引 誠 二 君	市民生活部長	西 野 千 里 君
保健福祉部長	滑 川 裕 君	農 政 部 長	武 藤 範 幸 君
商工観光部長	岡 崎 泰 則 君	建 設 部 長	真 中 剛 君
会 計 管 理 者	根 本 康 弘 君	上下水道部長	江 尻 伸 彦 君
消 防 長	江 幡 正 紀 君	教 育 次 長	生天目 忍 君
農業委員会事務局長	金 子 充 君	秘 書 課 長	鈴 木 淳 君
総 務 課 長	笹 川 雅 之 君	監 査 委 員	大和田 隆 君

以上、18名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○益子慎哉議長 この際、市長より招集のご挨拶をお願いします。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成29年第3回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の発展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど、表彰状の伝達が行われましたが、受賞されました高木将議員、木村郁郎議員のこれまでの活動に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

また、去る5月14日に執行されました市議会議員補欠選挙におきまして、市民の皆様からの力強いご支持と大きな期待を寄せられ、みごと当選の栄に浴されました森山一政議員、小室信隆議員、菊池勝美議員に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後、本市発展のためにご尽力をされますことをご期待申し上げる次第でございます。

さて私は、5月7日告示の市長選挙におきまして、議員の皆様、市民の皆様からの温かいご支援を賜り、引き続き市政運営を担わせていただくこととなりました。4期目の就任に当たりまして、責任の重大さを厳粛に受けとめ、全力で市政運営に当たる決意でございます。

平成17年5月に市長に就任して以来、合併後の市民の一体感の醸成を念頭に置きながら、第5次総合計画に描くまちの将来像、快適空間の実現を目指し、少子・高齢化、人口減少対策を重点課題といたしまして、市民協働とエコミュージアムを柱に市政運営を担ってまいりました。その間、急速に進む少子化・人口減少に歯止めをかけるべく、少子化・人口減少対策アクションプランや、より一層の子育て支援を本市の最重要施策の1つとして位置づけた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、総合計画とあわせて各施策を推進してまいりました。

本年4月からは、第6次総合計画がスタートをいたしました。将来を見据え、地域の実情に合った市民の生活に直結する各種政策をより効率的、効果的に進めてまいり、「安心して働くことのできる仕事の場づくり」「夢を育み健やかに生きるひとづくり」「暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」を基本目標に、持続可能で自立したまちづくりを目指すために、次の点について重点的に取り組んでまいります。

1点目は、働く場の確保です。産業の活性化を図るとともに、工業団地等への企業誘致、あるいは現在進めている東部地区開発促進事業によりまして、商業施設等の誘致を早急に進めてまいります。さらに、市外に通勤している多くの方々の通勤等の利便性を向上させる、また交流人口増加を図るべく、引き続き道路整備と社会インフラの整備を進めてまいります。

2点目は、保育環境と教育環境の整備です。将来を担う子どもたちを立派に育てたいという思いは、親を初め誰もの願いであります。それらに応えられるような教育環境の整備や、子育て中であっても働きたいお母さんたちのために、待機児童がなく必ず預けて働けるよう保育園等の整備充実を図ってまいります。

3点目は、住宅環境の整備です。現在「子育て上手常陸太田」のキャッチフレーズのもとに取り組んでいる子育て支援策に対し、若い人たちが興味を持って、できれば常陸太田に転入をしたいという方が増えてきております。しかしながら、住宅に関する需要と供給のバランスがとれて

おらず、新婚の方や子育て中の若い方々が、転入したくても住むところが不足しているのも事実でありますので、早急に住宅環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

4点目は、健康寿命の延伸です。当市は高齢化率が35.5%で、県内市の中では1番高い状況となっております。長生きをすることは大変素晴らしいことですが、高齢者の方々が健康で介護を必要とせず、自立し生きがいを持って生活ができる社会が求められております。我々行政に課せられた大きな課題でもございます。そのためには、市民の健康づくりの指針であります健康増進計画に基づき、世代に合ったさまざまな施策を積極的に推進いたしまして、健康寿命の延伸を図ってまいります。

以上、市政運営に当たって所信の一端を申し上げましたが、当市が置かれている状況を考えましたとき、各種政策について積極果敢に取り組んでまいり、第6次総合計画に掲げるまちの将来像である「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」を目指してまいりますので、今後とも議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3月市議会定例会において、あらかじめご了承をお願いいたしました専決処分についてご報告を申し上げます。特別交付税の確定、市債の変更等に係ります予算措置について、平成28年度の一般会計補正予算の専決処分をさせていただきました。さらに、「地方税法」等の改正に伴い、市税条例、都市計画税条例、固定資産税の課税免除に関する条例、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させていただきました。

続きまして、本定例会に提案させていただきます議案についてご報告を申し上げます。今回の提出議案は、専決処分の報告5件、平成28年度繰越明許費等の繰越計算書の報告2件、条例の一部改正3件、消防ポンプ自動車購入契約及び金砂郷中学校屋内運動場建築工事請負契約各1件、並びに平成29年度一般会計補正予算1件、合わせまして13件でございます。

なお、会期中に人事案件を追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長よりご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 報告第1号ないし報告第7号

○益子慎哉議長 次、日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）、次、報告第6号平成28年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第7号平成28年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、以上7件を

一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の１ページをお開き願います。報告第１号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

２ページに、専決処分書の写しがございますが、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」に伴い、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を３月３１日に専決処分をさせていただきました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして議案書の３５ページをお開き願います。こちら専決処分の承認を求めることについてでございます。

３６ページをお開き願います。報告第１号と同様に、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を３月３１日に専決処分をさせていただきました。

報告第１号と報告第２号は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。内容につきましては、改正が多岐にわたるため、本日お配りしてありますＡ３横長の報告第１号、第２号資料、市税条例及び都市計画税条例の主な改正によりご説明をさせていただきます。

今回の改正は、１、個人市民税、２、軽自動車税、３、固定資産税及び都市計画税の４税目の一部改正でございます。

まず、１の個人市民税の改正でございますが、特定配当等、いわゆる株式等の配当でございますが、その配当に係る個人市民税の課税方式の選択に係る所要の措置でございます。改正の内容でございますが、確定申告後における市民税の申告におきましても配当の課税方式を選択することが可能となり、納税者に有利となる方法を選択することが可能となりました。

図１をごらん願います。左側現行の制度では、確定申告の前に市民税の申告を行う場合には、総合課税、源泉徴収、申告分離課税のいずれかを選択できることとされております。今回の改正によりまして、表の右側になりますが、確定申告の後に市民税申告をした場合であっても、配当の申告の方法が選択可能となっております。

２の軽自動車税につきましては、（１）グリーン化特例の延長と（２）軽自動車税の賦課徴収の特例の２項目の改正でございます。

まず、（１）のグリーン化特例の延長でございますが、燃費性能のすぐれた軽自動車を取得した翌年度の税率を軽減する特例措置につきまして、燃費性能の要件を見直し、適用期間を２年間延長するものでございます。新たな適用期間は、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの新規取得分となっております。

要件の見直しでございますが、表１をごらん願います。上段の軽減率７５％は、電気自動車の適用ですので変更はございませんが、中段の現行５０％軽減は、２０２０年度燃費基準プラス２０％達成が、改正後は１０％上乗せとなり３０％達成となります。同じく下段の２５％軽減は、現行は２０２０年度燃費基準達成で可能だったものが、改正後はプラス１０％達成が加算される

ことになりました。

次に、（２）の軽自動車税の賦課徴収の特例でございますが、これは自動車メーカーによる燃費試験不正問題に起因して軽減された軽自動車税不足額及び不足額の１０％の加算金を、不正を行った自動車メーカーに対し納税義務を課す措置を講ずるものでございます。

内容でございますが、図２をごらん願います。燃費試験不正を行い、軽減率５０％となった場合の例でございますが、本来１万８００円の軽自動車税に対しまして、燃費試験不正により５,４００円の軽減措置がとられた場合、自動車メーカーに対し不足額５,４００円と不足額の１０％の加算金５４０円を合算して、５,９４０円を市が納入通知書によりメーカーに請求するものでございます。

資料の右ページをごらん願います。３、固定資産税及び都市計画税につきましては、（１）事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充、（２）企業主導型保育事業に係る特例措置の創設、（３）市民緑地の認定制度の創設に伴う特例措置の創設の３点の改正でございます。

まず、（１）の事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充は、待機児童等問題等で不足する保育施設の整備促進のための税制上の措置でございます。

表２をごらん願います。対象事業は３事業でございます。①は家庭的保育事業で、少人数の３歳未満の児童を保育士の自宅で保育を行う事業でございます。②は居宅訪問型保育事業で、医療ケアが必要な知的障害児等を児童の自宅で１対１で保育を行う事業でございます。③は定員５人以下の事業所内保育事業で、事業所の従業員の子を対象に保育を行う事業でございます。特例措置の対象の資産は、これら３つの対象事業に係る家屋及び償却資産でございます。

課税の特例でございますが、現行は課税標準価格の２分の１でございますが、今回の改正では、わが町特例制度の適用により、３分の１から３分の２の範囲内で条例で定めることが可能となりました。常陸太田市では、子育て支援を一層推進する観点から、最も低い３分の１の特例率とするものでございます。

なお、適用期間につきましては、平成２９年４月１日以後の取得からの適用となります。

次に、（２）企業主導型保育事業に係る特例措置の創設でございます。こちらも保育の受け皿整備促進のための税制上の措置でございます。

表３をごらん願います。対象事業の企業主導型保育事業でございますが、平成２９年度から平成３０年度中に厚生労働省から補助を受けた企業が、認可外施設に保育室や遊戯室等の保育に係る施設を設置し、保育サービスを行う事業でございます。対象資産は固定資産でございます。

特例率でございますが、課税標準価格の２分の１となっておりましたが、今回の改正により、わが町特例の適用を受けまして、３分の１から３分の２の範囲内において条例で定めることが可能となりました。本市では、上段の（１）の事業所内保育事業と同様に、特例率を３分の１とするものでございます。軽減期間は５年間でございます。

最後は、（３）の市民緑地の認定制度の創設に伴う特例措置でございますが、都市部における緑地確保の推進のために創設されたものでございます。

表４をごらん願います。対象となる事業は、緑地管理を行う法人や公園管理等の緑地保全、緑

化推進を行う法人が、土地を所有または無償で借り受けて市民緑地の用に供する事業でございます。対象資産は土地でございます。

特例率は、課税標準価格の3分の2でございますが、わが町特例制度により、2分の1から6分の5の範囲内において条例で定めることが可能となりました。本改正の趣旨は、都市部におけます緑地確保の推進でございますが、本市においては緑豊かな自然が十分確保されておりますことから、標準の特例率である3分の2とするものでございます。

なお、軽減期間につきましては3年間となります。

恐れ入りますが、議案書の9ページにお戻り願います。最下段の附則でございますが、次ページをお開き願います。第1条の施行期日は、平成29年4月1日からでございますが、第1号と第2号は、それぞれ各号に定める日からの施行となるものでございます。第2条から第4条につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

続きまして、恐れ入りますが38ページをお開き願います。都市計画税条例の附則でございますが、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置の規定でございますが、本条例は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

市税条例及び都市計画税条例のその他の変更につきましては、条文のずれ及び文言の整理に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

報告第1号及び報告第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、42ページをお開き願います。報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。43ページに、専決処分書の写しがございますが、「過疎地域自立促進特別措置法」の一部改正に伴い、常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、44ページをお開き願います。「過疎地域自立促進特別措置法」の一部改正により、情報通信技術利用業が廃止され、農林水産物等販売業が新たに加えられたため、本条例第2条第5項を改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、46ページをお開き願います。報告第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

47ページをお開き願います。「地方税法施行令」の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、本年3月31日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、49ページの新旧対照表にてご説明いたします。

第23条は、国民健康保険税の減額でございます。第1項第2号におきまして、5割軽減の所得判定基準について、1人当たりの基準額をこれまでの26万5,000円から5,000円引き上げて27万円とするものでございます。同じく第3号におきましては、2割軽減の所得判定基準

について、1人当たりの基準額をこれまでの48万円から1万円引き上げて49万円とするものでございます。いずれも低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するものでございます。

恐れ入りますが、48ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置の規定でございますが、本条例は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例とするものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。報告第5号は専決処分の承認を求めることについてでございます。51ページに専決処分書の写しがございますが、特別交付税の確定、市債の変更等に係る予算措置について、平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）を3月31日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが53ページをお開き願います。平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ270万4,000円を追加し、総額を237億9,918万5,000円としたものでございます。第2条で地方債の補正を行っております。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、59ページをお開き願います。歳入でございます。

2款地方譲与税から60ページ2段目の10款地方交付税までの補正につきましては、それぞれ3月期の交付額確定によるものでございます。

21款市債の補正でございますが、対象事業費の確定、国庫補助金の確定などにより3,770万円を減額したものでございます。

61ページをごらん願います。歳出でございます。

2款1項3目財政管理費270万4,000円の補正につきましては、将来の地方債償還財源としまして、減債基金に積立を行うものでございます。

恐れ入りますが、56ページにお戻り願います。第2表、地方債補正でございます。1の変更でございますが、市債対象事業費の確定などから、これまでの限度額合計16億8,740万円を16億4,970万円に減額したものでございます。

報告第5号は以上でございます。

続きまして、63ページをお開き願います。報告第6号は、平成28年度常陸太田市一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

内容につきましては、64ページに繰越計算書がございますが、国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、先の12月定例会、3月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、2款3項の通知カード・個人番号カード関連事務事業費から、9款5項の西山荘保存事業までのごらんの8事業、合計6億7,823万円を平成29年度に繰り

越すものでございます。

報告第 6 号は以上でございます。

続きまして、65 ページをお開き願います。報告第 7 号は、平成 28 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

内容につきましては、66 ページに繰越計算書がございますが、茨城県が施工いたします那珂久慈流域下水道の建設工事が繰り越されたことにより、本市に係る負担金 762 万 1,000 円を繰り越すものでございます。

報告事項に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

日程第 5 議案第 35 号ないし議案第 39 号

○益子慎哉議長 次、日程第 5、議案第 35 号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、議案第 36 号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 37 号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 38 号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第 39 号常陸太田市立金砂郷中学校屋内運動場建築工事請負契約について、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の 67 ページをお開き願います。議案第 35 号は、常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、水府小学校と山田小学校の統合に伴い、統合後の学校名と位置を確定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

68 ページをお開き願います。別表中、常陸太田市立水府小学校、常陸太田市中染町 2522 番地及び常陸太田市立山田小学校、常陸太田市松平町 1136 番地を常陸太田市立水府小学校に改め、位置につきましては、現在の水府中学校の位置であります常陸太田市立町田町 696 番地に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 35 号は以上でございます。

続きまして、70 ページをお開き願います。議案第 36 号は、常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、里美小中学校敷地内に設置されております常陸太田市里美柔剣道場を学校施設と一体的に活用するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

71 ページをお開き願います。本条例から常陸太田市里美柔剣道場に係る部分を削除するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 36 号は以上でございます。

続きまして、73 ページをお開き願います。議案第 37 号は、常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、水府中学校の運動場に設置されております町田屋外運動場夜間照明施設につきましては、老朽化に伴い廃止をするため、本条例の一部改正を行うものでございます。

74 ページをお開き願います。本条例から常陸太田市町田屋外運動場夜間照明施設に係る部分を削除するものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 37 号は以上でございます。

続きまして、76 ページをお開き願います。議案第 38 号は、消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。平成 29 年 5 月 23 日に一般競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、「地方自治法」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

3 の契約金額は、3,218 万 4,000 円、4 の契約の相手方は、東京都港区西新橋三丁目 25 番 31 号、株式会社モリタ東京営業部部長、山北忠司でございます。

今回の消防ポンプ自動車は、木崎二町及び高柿町の分団に配備する予定でございます。

77 ページに、参考としまして、今回購入する消防ポンプ自動車の概要書がございますので、後ほどごらんおき願います。

議案第 38 号は以上でございます。

続きまして、78 ページをお開き願います。議案第 39 号は、常陸太田市立金砂郷中学校屋内運動場建築工事請負契約についてでございます。平成 29 年 5 月 23 日に一般競争入札に付した常陸太田市立金砂郷中学校屋内運動場建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、「地方自治法」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

3 の契約の金額は、4 億 608 万円、4 の契約の相手方は、株木建設株式会社と株式会社井坂組による株木・井坂特定建設工事共同企業体でございまして、代表者は、水戸市吉沢町 311 番地 1、株木建設株式会社茨城本店取締役常務執行役員本店長、木元由孝でございます。

79 ページをお開き願います。建築工事の概要でございます。建築場所は、常陸太田市大里町 3577 番地、鉄骨造 2 階建て、延床面積は 1,611.92 平方メートルでございます。電気・機械設備、外構工事は、別途発注する予定でございます。

80 ページ以降に建物配置図、各階の平面図、西側、南側の立面図がございますので、後ほどごらんおき願います。

議案に係ります私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 ただいま 13 番成井小太郎議員が出席されました。

説明は終わりました。

日程第 6 議案第 40 号

○益子慎哉議長 次，日程第6，議案第40号平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして，ご説明申し上げます。

恐れ入りますが，別冊横長の議案書，平成29年第3回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。1枚おめくり願います。

議案第40号は，平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で，歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,482万5,000円を追加し，総額を231億6,682万5,000円とするものでございます。第2条で地方債の補正を行っております。

補正内容につきましては，事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが，7ページをお開き願います。歳入でございます。

上段の14款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては，いずれも歳出予算の財源として，合わせまして8,549万円を追加するものでございます。このうち，説明の欄1行目の地方創生推進交付金1,504万2,000円の中には，既に当初予算の歳出に計上してございますU I J ターン促進事業の財源となります625万8,000円が含まれております。中段の18款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては，今回の補正財源として，2,693万5,000円を追加するものでございます。下段の21款市債の補正につきましては，歳出予算で補正をいたします地方創生拠点整備交付金事業並びに里美温泉保養センターぬく森の湯改修事業の財源といたしまして，合わせまして7,240万円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

今回の補正の主な内容でございますが，地方創生の取り組みをさらに進化させるために創設されました地方創生推進交付金並びに地方創生拠点整備交付金を活用する本市の提案事業が，去る4月28日に国の採択を受けたことに伴う補正でございまして，これらにつきましては，後ほど別途資料により一括してご説明申し上げます。

その他の補正でございますが，最下段の6款1項4目観光費の8節報償費の説明欄，プロポーザル報償費12万円，13節委託料の説明欄，下段の里美温泉保養センター改修工事設計委託料1,296万円の補正につきましては，ぬく森の湯の老朽化に伴う施設の長寿命化と浴室の改修を行い，利用者への利便性，快適性の向上を図るものでございます。

それでは，恐れ入りますが，本日お手元に配付をさせていただきましたA3横長の議案第40号資料，地方創生関係交付金事業概要をごらん願います。

上段中央部にございますように，今回補正をいたします地方創生関係交付金事業の総額は，1億7,174万5,000円でございます。財源の内訳は，国庫補助金7,923万2,000円，市債6,340万円，一般財源2,911万3,000円でございます。

まず，資料左側，地方創生推進交付金を活用する4事業でございます。

上段のフォレストリゾート推進事業の補正につきましては、里山ホテルときわ路周辺の市が保有する生活環境保全林や自然公園を活用した周遊や宿泊を伴う着地型観光を推進することにより、交流人口の拡大を図るものでございます。事業着手２年目に当たる今年度は、①のところがございます自然体験メニューの構築に向けたマーケティング調査、地元関係者等で組織する協議会の設立、運営支援等の委託費用、②のところがございます協議会が実証実験として行う林業体験等の自然体験イベントに対する補助として、合わせまして８３８万５,０００円を追加するものでございます。

２段目のメイド・イン常陸太田創出事業の補正につきましては、３月末をもちまして廃止となりました旧学校給食センター里美センターを活用し、地元産生乳を使用したオリジナルチーズを製造、販売することにより、６次産業化の推進と地域ブランドの創出を目指すものでございます。今年度は、地元関係者等で設立する協議会が実施するマーケティング調査、商品コンセプト、ネーミングやデザイン等の委託費用への補助としまして５９６万４,０００円を追加するものでございます。

３段目の山吹運動公園親水広場休憩所改修事業につきましては、後ほど右側の上段で一括してご説明申し上げます。

最下段は、先ほど歳入のところで触れましたＵＩＪターン促進事業でございます。歳出予算については、既に当初予算で計上してございますので、今回の補正におきましては、地方創生推進交付金事業の採択を受けたことに伴いまして、歳入のみを計上したものでございます。

続きまして、資料右側、地方創生拠点整備交付金を活用する２事業でございます。

上段の山吹運動公園親水広場休憩所改修事業の補正につきましては、子育て中の保護者や子どもが気軽に立ち寄り、子育てに関する相談や情報収集、親同士の情報交換などを行うことができる交流拠点として改修するものでございまして、合わせまして５,４８９万７,０００円を追加するものでございます。整備内容でございますが、②にございますように、２階部分をカフェ機能を有する交流スペースに改修し、あわせて授乳室を設置しますとともに、玄関へのスロープ設置等を行うものでございます。

恐れ入りますが、矢印で結ばれた左側の３段目をござん願います。改修後における子育て交流拠点施設に必要な備品購入費３２２万２,０００円を推進交付金事業として追加するものでございます。

恐れ入りますが、資料右側２段目をござん願います。

水府地区観光施設整備事業の補正につきましては、当市最大の観光エリアであります竜神峡周辺の水府物産センター及び水府観光物産館、そばハウス龍亭の利便性の向上に資する整備を行うものでございます。老朽化した両施設のリニューアルを行うことによりまして、エリア一帯の周遊促進による交流人口のさらなる拡大を図るもので、合わせまして９,９２７万７,０００円を追加するものでございます。

整備内容でございますが、②にございますように、水府物産センターにつきましては、１階に幼児用トイレを備えた授乳室を設置いたしますとともに、２階レストランには、これまで水府観

光物産館にございましたそば打ち施設を移設するほか、２階デッキを拡張し、飲食可能なスペースを設けるものでございます。水府観光物産館、そばハウス龍亭につきましては、そばを提供する施設から若者や子育て世代の若年層をターゲットにしたカフェ機能を有する飲食施設へ改修し、あわせましてトイレの新設、バリアフリー化などを行いますとともに、鉄骨部の塗装や屋上防水を施すものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の４ページにお戻り願います。

第２表、地方債補正でございます。まず、１の追加でございます。子育て支援施設整備事業費２,４７０万円、並びに観光施設整備事業費３,８７０万円は、歳出予算の財源としましてそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、２の変更でございます。過疎対策事業費でございますが、里美温泉保養センターぬく森の湯改修事業の財源として９００万円を増額するものでございます。これにより、限度額合計を左側の１９億７,８１０万円から、右側の１９億８,７１０万円に増額するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、６月６日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前１０時５６分散会